

ニセコ町教育交流センター設置及び管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 ニセコ町立ニセコ国際高等学校を核とした人材育成と地域づくりの実践により地域の活性化に資するため、通学が困難な事情のある生徒の寄宿の利用に供するとともに、生徒と地域内外の人材との交流を通じた学びの場として活用するための拠点として、ニセコ町教育交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 ニセコ町教育交流センター

（2）位置 ニセコ町字富士見136番地1

（管理）

第3条 交流センターは、ニセコ町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（職員）

第4条 交流センターの管理のため、必要な職員を置く。

（対象者）

第5条 交流センターは、次の各号のいずれかに該当する者が使用できるものとする。

（1）ニセコ町立高等学校に在学又は入学が決定している者であって、通学に困難な事情がある場合、その他交流センターを使用する必要があると教育委員会が認めた者

（2）移住体験、研修及び交流等を目的とし、一時滞在をする必要があると教育委員会が認めた者

（3）特別な理由があると教育委員会が認めた者

（使用の許可）

第6条 交流センターを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交流センターの使用を許可しない。

（1）秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。

（2）施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料は、第5条第1号該当者のみ食費を含むものとし、各居室の使用人数等を考慮し、前項に定める使用料の範囲内で教育委員会が別に定める。

3 使用者は、町長が発行する納入通知書により指定する日までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 町長は必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があるとしたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、使用を停止し、若しくは使用条件を変更し、又は交流センターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又は規則に使用者が違反したとき。

(2) 使用許可の条件に使用者が違反したとき。

(3) 使用許可の申請の内容に偽りがあったとき。

(4) 第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 前4号のほか教育委員会において必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者が退寮するときは、直ちにその使用場所を原状に回復するとともに、清掃の上返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者がその責に帰すべき理由により、交流センターその他の物件を損傷又は滅失したときは、使用者又はその保護者はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めた場合は、その額を減免することができる。

(管理運営の委託)

第14条 交流センターの管理運営上必要があると認めた場合は、当該業務の全部又は一部を委託することができる。

(免責)

第 15 条 町は、この条例に基づく処分によって生じた損害については、その責めを負わない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布から施行する。

(経過措置)

2 令和 7 年度中に希望ヶ丘寮に入寮している北海道ニセコ高等学校生徒の令和 8 年度以降の使用料については、ユニットを使用する場合を除き、別表第 1 の規定に関わらず、1 か月当たり 35,000 円とする。ただし、使用料については食費を含むものとする。

別表第 1

区分	単位	使用料（1 人当たり）	入寮費
第 5 条第 1 号該当者	1 か月	ユニット 70,000 円以内	年度当たり 15,000 円
		1 階個室 80,000 円以内	
		2 階個室 85,000 円以内	
第 5 条第 2 号又は 同条第 3 号該当者	1 泊	3,000 円以内	免除